

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.6.5 第 189 回国会第 20 号

6 月 5 日（金）、第 20 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）

- ・ 上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

山 尾 志桜里君（民主）

- ・ 司法取引制度の導入により、虚偽の供述を覆せば自分への求刑が重くなるなど、現行制度では生じない新たな葛藤が生まれるが、このことについてどのように考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 取調べの録音・録画制度の対象にならない一方で、司法取引の対象になることの危険性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 法改正により、改正のきっかけとなった村木事件、志布志事件、氷見事件及び足利事件のようなえん罪事件がどこまで救えるのか、むしろ、えん罪の危険性を増やすこととなるのではないのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ えん罪事件を契機に出された「警察捜査における取調べ適正化指針」（平成 20 年 1 月警察庁）の中に、取調官等職員の勤務成績の人事措置等への反映や功労の評価及び表彰が含まれることには違和感があり、むしろ問題があった場合のマイナス評価について示すべきであったと考えるが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（維新）

- ・ 現在の刑事手続については、人質司法という指摘や報道が度々されており、この問題について重く受け止める必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 本法案が施行された際には、警察の逮捕による身柄拘束の手続においても保釈事由の明確化という趣旨が考慮されるか否かについて、伺いたい。
- ・ 通信傍受によって得られ、特定秘密に指定された情報が、他の特定秘密と同様に他の政府機関や外国政府と情報共有されたり、更なる情報収集の端緒とされたりするのか、警察庁の見解を伺いたい。
- ・ 通信傍受によって得られた情報を政府の情報活動には利用しないことを担保するための警察庁内での取組、運用指針又は政府の情報活動と一線を画するための取り決めの有無について、警察庁に伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・ 拷問等により、任意にされたものでない疑いのある自白については証拠とすることができないとしている刑事訴訟法第 319 条第 1 項の規定は、憲法第 36 条及び第 38 条第 2 項の規定を踏まえたものと理解してよいか、法務大臣に伺いたい。
- ・ いわゆる代用監獄制度を背景とした長期間の勾留が、えん罪の被害者にとって耐え難い苦痛となってきたという認識を持っているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・ えん罪をなくすためには、取調べの全過程の可視化、取調べにおける弁護人の立会い、証拠の全面開示などが必要であるとのえん罪被害者の意見があったにもかかわらず、本法案には盛り込まれなかったことについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ いわゆる日本共産党幹部宅盗聴事件に関して、現在でも警察による組織的な犯行ではなかったと認識しているのか、国家公安委員会委員長に伺いたい。また、同事件についての総括と通信傍受法（盗聴法）の運用実績についての検証を行わずに本法案の審議をすべきでないと考え、法務大臣の見解を伺いたい。